

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	瀬尾 訓弘
【住所又は本店所在地】	兵庫県神戸市東灘区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成29年 1 月20日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社スタジオアタオ
証券コード	3550
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者）／1】**

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	瀬尾 訓弘
住所又は本店所在地	兵庫県神戸市東灘区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社スタジオアタオ 管理部 長山元彦
電話番号	03-6226-2772

2【提出者（大量保有者）／2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社セブンオー
住所又は本店所在地	東京都中央区銀座六丁目13番16号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社スタジオアタオ 管理部 長山元彦
電話番号	03-6226-2772

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書N0.1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年12月22日
訂正箇所	2 提出者（大量保有）／2 の（7）保有株券等の取得資金 ① 取得資金の内訳及び ② 借入金の内訳に記入漏れがあったため。

（訂正前）**第2【提出者に関する事項】****2【提出者（大量保有者）／2】****（7）【保有株券等の取得資金】****①【取得資金の内訳】**

自己資金額（Ⅱ）（千円）	
借入金額計（Ⅹ）（千円）	
その他金額計（Ⅺ）（千円）	

上記（Y）の内訳	平成27年2月26日付で、発行者の株式分割（1株につき10株）により、普通株式3,600株を取得。 平成28年9月16日付で、発行者の株式分割（1株につき1,000株）により、普通株式396,000株を取得。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

（7）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	80,000
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成27年2月26日付で、発行者の株式分割（1株につき10株）により、普通株式3,600株を取得。 平成28年9月16日付で、発行者の株式分割（1株につき1,000株）により、普通株式396,000株を取得。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	80,000

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

（7）【保有株券等の取得資金】

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

（7）【保有株券等の取得資金】

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
瀬尾 訓弘	個人		兵庫県神戸市東灘区	2	80,000